

築上町立八津田小学校建設工事基本設計・実施設計業務委託

特記仕様書

1. 業務全般について

- (1) 本設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、築上町が施行する築上町立八津田小学校基本設計・実施設計業務に適用する。
- (2) 請負者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 請負者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。
- (4) 請負者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公署等への手続きの際に協力しなければならない。また、請負者は、設計業務を実施するため、関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (5) 請負者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (6) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容の瑕疵は、請負者の責任において、修補しなければならない。なお、これらにかかる再申請の手数料は、請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、プロポーザル方式の技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
- (8) 請負者は、最新かつ最適な基準等に基づき設計業務を実施するものとし、設計に適用した基準については、これを明示しなければならない。
- (9) 請負者は、設計業務の着手にあたり、契約書、仕様書、特記事項、設計説明書等の内容及び設計業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項についてその内容を十分に把握しなければならない。
 - ア 施設の整備目的
 - イ 設計条件
 - ウ 仕様書及び適用基準等
 - エ 設計対象概算工事費
 - オ 設計業務の内容
 - カ 意匠、構造、積算、電気設備、機械設備等の各業務の区分
 - キ その他監督員の指示する事項
- (10) 請負者は、当該設計業務の業務カルテ登録を行い、手続き完了後に書類の写しを提出する。
- (11) 請負者は、設計業務の遂行に必要な場合を除き、発注者の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (12) 請負者は、積算業務に係る資料については、第三者に漏洩しないよう厳重な管理を行わなければならない。

(13) 請負者は、本業務を通して知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

2. 基本設計業務内容

(1) 業務内容

八津田小学校建設工事の基本設計業務

(2) 設計業務の内容

設計業務の内容は、下表に掲げるものとし、設計成果物納品リストは、別紙1のとおりとする。

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	① 条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。

<p>(6) 概算工事費の検討</p>	<p>基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。）を作成する。</p>
<p>(7) 基本設計内容の監督員への説明等</p>	<p>基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図（当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。</p>

① 次に掲げるものを内容とする基本設計方針説明書の作成

- 建築（意匠）の計画概要
- 建築（構造）の計画概要
- 設備の計画概要
- 仕様概要書及び仕上げ表
- 設計経過
- 工事費概算書
- 工程計画の概要
- 既存樹木の調査（現状樹勢及び移植可否調査）及び緑化計画書
- 環境性能評価書及び維持保全計画書（コスト計算書を含む）

② 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

③ その他基本設計に必要な業務

- 透視図の作成

外観

一般部分

鳥瞰図

内観

- リサイクル計画書の作成

- 住民説明会等の資料作成・印刷及び出席・説明・議事録作成

- 内容検討・進捗管理会議（月2回程度）の資料（簡易なパース・模型を含む）作成・印刷

- 内容検討・進捗管理会議（月2回程度）への出席・説明・議事録作成

- 打合せ記録簿の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録書（写し）
- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成

3. 実施設計業務内容

(1) 業務内容

八津田小学校建替えに係る建築・電気・機械及び外構工事等の実施設計

(2) 業務の内容

実施設計業務（以下「設計業務」という。）の内容は、下表に掲げるものとし、設計成果物納品リストは、別紙1のとおりとする。

なお、作成図面の内訳及び縮尺は別紙2の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。

	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	② 建築確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の監督員への説明等		<p>実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。</p> <p>また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。</p>

① 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図の原図
- 建築意匠設計図
- 建築構造設計図
- 電気設備設計図
- 機械設備設計図
- A1 を A3 に縮小した原図
- 製本（各 1 部）
- 縮小製本（各 4 部）
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 工事費概算書

- 数量積算書
- 工種別積算チェックリスト
- 見積比較表
- 見積書
- 単価適用根拠（物価本等写）
- 工事工程表
- 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び手続き業務
- 評定申請図書の作成及び申請業務（構造・省エネの適合判定）

② その他実施設計に必要な業務

- 国庫補助申請に係る関係資料の作成及び申請参加支援（文部科学省補助・防衛省補助等）
- 透視図の作成
 - 外観
 - 一般部分
 - 鳥瞰図
- 模型製作
 - 縮尺（1/200）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）
 - ケースの有無（有）及び材質（アクリル樹脂）
- リサイクル計画書の作成
- 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
- 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
- 景観配慮整備書の作成
- 環境性能評価書及びライフサイクル計算書の作成
- 打合せ記録簿の作成
- 委託業務に関する協議書の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録書（写し）
- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成
- 議会用資料の作成
- 庁内説明用資料（簡略図、工法・工程・工事費の比較等）の作成・印刷
- 八津田小学校建替検討委員会の資料作成
- 内容検討・進捗管理会議（月 2 回程度）の資料作成・印刷・説明・議事録作成

4. 解体工事設計業務内容

(1) 業務内容

既存小学校校舎及び附属建物一式解体工事

(2) 設計の概要

八津田小学校解体に係る設計図書及び工事費計算書の作成

※基本設計時に解体工事の時期や範囲、仮設計画等の検討も行う

(3) 業務の内容

解体設計業務の内容は次のとおりとする。

① 建物の事前調査を行う業務

ア 解体対象となる建築物の間仕切り壁、設備機器及び配管等が設計図書と整合しているか確認

イ 解体対象となる建築物の設計図書と現場を調査し、アスベスト含有材料の可能性のある仕上げ材等（建築設備を含む）を選別し調査・分析・報告すること。

ウ 解体対象となる建築物の物置等付属屋の有無の確認

エ 解体対象となる建築物の外構・敷地境界塀等の確認

② 既存図を作成する業務

ア (3) ①の確認の結果、設計図書がないものについては解体設計図書で使用できる程度の既存図を作成する。

③ 樹木を調査する業務

ア 樹木の調査を行い、解体設計図書で使用できる程度の既存樹木図を作成する。

④ 仮設計画等を検討する業務

ア 周辺道路状況等を調査し、工事車両の進入路を検討する。

イ 解体工事の手順、仮設計画を検討する。

ウ 設備機器、配管、地中配管等の解体範囲を検討する。

エ 上記の検討結果に伴い仮設計画、設備解体範囲等の図面を作成する。

オ 解体完了後の敷地整備計画を検討し、図面を作成する。

⑤ 家屋調査範囲を検討する業務

ア 近隣家屋調査範囲を検討し、図面を作成する。

⑥ 石綿含有建材の撤去図を作成する業務

ア 石綿含有建材の撤去図を作成する。

⑦ 解体設計図書を作成する業務

- ア 解体設計図書を作成する。
- イ 新築時の設計図書の第二原図、図面データ等の使用は可とする。

⑧ 工事費計算書を作成する業務

- ア 数量計算書を作成する。
- イ 工事費計算書を作成する。

⑨ 関係諸官庁・署との事前打ち合わせを行う業務

⑩ 次に掲げるものとする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図の原図
- 建築意匠設計図
- 建築構造設計図
- 電気設備設計図
- 機械設備設計図
- 昇降機設備設計図
- A1 を A3 に縮小した原図
- 縮小製本（2部）
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 工事費概算書
- 数量積算書
- 工種別積算チェックリスト
- 見積比較表
- 見積書
- 単価適用根拠（物価本等写）
- 工事工程表
- 施設情報システム用データの作成
- リサイクル計画書の作成
- 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
- 打合せ記録簿の作成
- 委託業務に関する協議書の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録書（写し）
- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成
- 議会用資料の作成
- 庁内説明用資料（簡略図、工法・工程・工事費の比較等）の作成・印刷
- 内容検討・進捗管理会議（月1回程度）の資料作成・印刷・説明・議事録作成

別紙1 「成果物・納品リスト」

(共通事項) 図面・資料等については提案内容、計画内容及び発注者との協議等により適宜追加するものとする。

1. 基本設計

(共通事項)

- ・図面サイズ A3 (原図 1部、製本2部)
- ・図面以外サイズ A4 (ファイル綴じ 2部)
- ・各データCD-R 1式

(1) 建築 (総合)

成果物等	備考
計画説明書	
仕様概要書	
仕上概要書	
面積表及び求積図	
敷地案内図	
配置図	
平面図 (各階)	
断面図	
立面図 (各面)	
工事手順書	
仮設計画概要書	
解体計画概要書	
工事費概算書	
全体工程表	

(2) 建築 (構造)

成果物等	備考
構造計画説明書	
構造設計概要書	
工事費概算書	

(3) 電気設備

成果物等	備考
電気設備計画説明書	
電気設備設計概要書	
工事費概算書	

(4) 給排水衛生設備

成果物等	備考
給排水衛生設備計画説明書	
給排水衛生設備設計概要書	
工事費概算書	

(5) 空調換気設備

成果物等	備考
空調換気設備計画説明書	
空調換気設備設計概要書	
工事費概算書	

(6) 昇降機・外構等

成果物等	備考
昇降機等計画説明書	
昇降機等設計概要書	
工事費概算書	

(7) その他

成果物等	備考
各種技術資料	適宜
議事録	
透視図	外観パース、内観パース
リサイクル調書	
コスト比較報告書	
その他必要な資料	適宜

2. 実施設計

(共通事項)

- ・ 図面サイズ A1 (原図 1部、製本3部)
- ・ 図面以外サイズ A4またはA3 (ファイル綴じ 2部)
- ・ 各データCD-R 1式

(1) 建築 (意匠)

成果物等	備考
建築物概要書	
仕様書	
仕上表	
面積表及び求積図	

配置図	
平面図（各階）	
断面図	
立面図（各面）	
矩計図	
平面詳細図	
展開図	
天井伏図（各階）	
建具表	
部分詳細図	
外構図	
植栽図	
総合仮設計画図	
その他必要な図面	

(2) 建築（構造）

成果物等	備考
仕様書	
構造基準図	
土質柱状図	
杭伏図	
伏図（各階）	
軸組図	
部材断面図	
各部断面図	
標準詳細図	
部分詳細図	
構造計算書	
その他必要な図面	

(3) 電気設備

成果物等	備考
仕様書	
電灯設備図	
動力設備図	
雷保護設備図	
受変電設備図	
静止形電源設備図	

発電設備図	
構内交換設備図	
構内情報通信設備図	
情報表示設備図	
映像・音響設備図	
放送設備図	
誘導支援設備図	
呼出設備図	
テレビ電波障害防除設備図	
防犯設備図	
火災報知設備図	
中央監視制御設備図	
構内配電線路、通信線路設備図	
太陽光発電設備図	
各種計算書	
その他必要な図面	

(4) 給排水衛生設備

成果物等	備考
仕様書	
衛生器具設備図	
給水設備図	
排水設備図	
給湯設備図	
消火設備図	
ガス設備図	
各種計算書	
その他必要な図面	

(5) 空気調和換気設備

成果物等	備考
仕様書	
熱源設備図	
空気調和設備図	
換気設備図	
排煙設備図	
自動制御設備図	

各種計算書	
その他必要な図面	

(6) 昇降機設備

成果物等	備考
仕様書	
昇降機設備図	

(7) 解体

成果物等	備考
仕様書	
仮設計画図	

(8) その他

成果物等	備考
工事費内訳明細書	
積算数量算出書	
積算数量調書	
申請・届出等に必要書類・図面	適宜
議事録	
透視図	外観パース、内観パース
模型	縮尺 1 : 200
その他必要な資料	適宜

別紙2 「図面内訳（標準）」

		図面	標準縮尺	備考
建築設計図	意匠	表紙図面目録		図面枚数が少ない場合は省略
		特記仕様書		
案内図		1/3000		
敷地求積図				
配置図		1/600 (500)	必要に応じて建物求積図を作成する	
面積表				
仕上表		1/100 (200)		
平面図 (各階)		1/100 (200)		
立面図 (各面)		1/100 (200)		
断面図		1/20 (30)		
矩計図		1/20 (30)	必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 は 1/50 を用いることができる	
詳細図 (平面詳細図)				
(断面詳細図)				
(部分詳細図)		1/50(100)		
展開図		1/100 (200)		
天井伏図		1/200		
建具キープラン		1/50 (100)		
建具表		配置図又は外構図と組み合わせることができる		
工作物等詳細図	1/200	必要に応じ 1/300、1/500 又は 1/600 を用いることができる		
外構平面図				
外構詳細図	1/20(30,50)	外構図と組み合わせることができる		
植栽図		参考図と組み合わせることができる		
仮設計画図 (指定仮設)		必要に応じて図面に記載する		
仮設計画図 (参考図)		必要に応じて図面に記載する		
工事工程表				
各種計算書				
その他計画通知申請に必要な図面				
構造	構造	構造共通図		
		杭・基礎・基礎梁・床版伏図	1/100 (200)	
		各階伏図	1/100 (200)	
		軸組図	1/100 (200)	
		断面リスト	1/30 (50)	

	配筋リスト	1/20 (30)	必要に応じて図面に記載する
	配筋詳細図	1/20 (30)	
	標準詳細図		
	基礎配筋図	1/30 (50)	
	各部配筋図	1/30 (50)	
	鉄骨詳細図	1/20 (30)	
	各種計算書		
	その他計画通知申請に必要な図面		

	図面	標準縮尺	備考	
電気設備設計図	表紙		図面枚数が少ない場合は省略	
	図面目録			
	特記仕様書			
	案内図	N S		
	全体配置図	縮尺は建築図に準ずる		
	その他計画通知申請に必要な図面			
	屋外設備配線図 (平面図)	縮尺は建築図に準ずる		
	電気	機器仕様書	N S	
	機器姿図	N S		
	結線図	N S		
	機器配置・配線図 (平面図)	縮尺は建築図に準ずる		
	系統図、システムブロック図	N S		
	空配管図 (平面図)	縮尺は建築図に準ずる		
	分電盤回路表			
	制御盤回路表	N S		
	その他「通信・情報」に掲げる図表			
	通信・情報	表紙		図面枚数が少ない場合は省略
		図面目録		
		特記仕様書		
	案内図	N S		
	全体配置図 (平面図)	縮尺は建築図に準ずる		
	屋外設備配線図 (平面図)	縮尺は建築図に準ずる		
	機器仕様書	N S		
	機器姿図	N S		
	系統図、システムブロック図	N S		
	構内配線図 (通信・情報設備空配管図)	縮尺は建築図に準ずる		
	機器配置図 (平面図)	縮尺は建築図に準ずる		

	機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面	N S	
--	---	-----	--

	図面	標準縮尺	備考
機械設備設計図	給 排 水 衛 生 ・ ガス 表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 便所・機械室等
	空調 表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階） 系統図（配管） 平面図（配管）（各階） 自動制御設備 機器表・システム図・動作ブロック図・平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	配置図縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等
	昇降機 表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表		図面枚数が少ない場合は省略

	案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 かご室内詳細図 監視設備詳細図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	機械室平面図含む 監視盤図、配線図等含む
--	---	--	---

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。